

五城目町・八郎潟町・井川町

# 合併協議会だより

新たな活力を創造し

人 自然 文化 の香り豊かなまち

2004.1.1 第2号

五城目町・八郎潟町・井川町が合併して誕生する  
新しい町の名称の募集が始まります

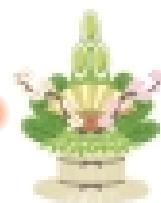
## 目次

新年のごあいさつ	2～3
第3回合併協議会	3～6
第1回新町名候補選定小委員会	6～7
新町名募集	8

合併協議会では、1月5日から2月15日までの42日間、新町名の募集を行うこととしました。皆様からの、この地域にふさわしいたくさんの名称の応募をお待ちしております。

12月24日には、第3回合併協議会が開催され、今後の合併特例法の改正内容などを見極めながら、合併の期日を平成17年6月以降とすることなど3町の町長によって基本合意したことについて報告が行われました。また、議会の議員及び農業委員会の委員の合併に伴う定数や任期の取扱いについての協議では、合併協議会の中に小委員会を設置して協議を進めていくべきか、具体的に議員の身分はどうあるべきかなど活発な意見が交わされました。

新年あけましておめでとうございます



# 新年のご挨拶

皆様には、希望に満ちた新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

五城目町・八郎潟町・井川町は、昨年4月に合併懇談会を設置、その後8月には任意合併協議会に移行し、合併に関する様々な調査、検討、協議を進めてきました。10月には地域の皆様のご理解並びに3町議会の議決を経て、法定合併協議会が設置され合併に向けて本格的な協議を開始することができました。本年は、3町の更なる発展を目指し、地域の皆様のご意見を伺いながら新町のまちづくりなど合併に関する協議を積極的に進めてまいりたいと考えております。

ここで、皆様に本協議会の会長、副会長が、新年のごあいさつを申し上げます。

## 湖東の未来を信じて



合併協議会会長  
五城目町長

佐藤 邦夫

新年あけましておめでとございます。清々しく新春をお迎えのことと存じますが、皆様にとり、明るく希望に満ちた年となりますよう心から祈念申し上げます。

湖東三町の友好と信頼のもとに法定合併協議会が設立され、合併協議もほぼ順調に進めてくることができました。御理解御指導を賜って参りました町民の皆様、議会の

上であり、抱える地域課題をどう解決していくのか、そして真の住民主導のまちをどう建設していき、湖東の未来をきりひらいていけるかということでしょう。

国や地方の未曾有の財政危機や地方分権の確立と相まって、地方自治体をとりまく環境は一段と厳しさを増しております。いたみを伴うものもあるかと考えますが、三町の友好と信頼を更に深め、皆様の付託に応えるよう全力を傾注して参ります。

更なる御指導御鞭撻を御願い申し上げます。皆様の一層の御健勝と御多幸を念じ、挨拶とさせていただきます。

## 地域課題解決の論議を



合併協議会副会長（会長職務代理）  
井川町長

齋藤 正寧

新年おめでとございます。皆様に良い一年であるよう心から祈念を致します。

今年には合併協議の正念場です。湖東五町の常識的な枠組みと違つ

た三町であったため当初は懇談会形式でスタートせざるを得ませんでした。が、協議は順調に進み、あちこちで紛糾している町名や庁舎など基本項目はクリアできる見通しは立った、と思います。

しかし、より重要なことは住民生活に直結する地域課題をどう解決するかを明示することです。住民サービスを確保するための支所体制、行政機構はあいまいなままでは済まされません。地域課題も上・下水道の整備、雇用の確保を中心にした産業振興、商店街の活性化、地域の医療を担う湖東総合病院の改築、県立高校の統廃合計画で五城目高校はどうなるか課題は山積しています。上・下水道の整備一つをとっても、広域水道計画は補助対象外で足踏み状態。新たな水源はあるのか。下水道整備の完了は何時か、それまで既存のし尿処理施設は維持可能か。こうしたことに具体策を示し得なければ、合併は住民の期待とは裏腹な結果となるでしょう。議論を積み重ね、誠実に取り組むことが必要です。

昨年末には国の予算案が内示されました。予想通り補助金や地方

交付税が大幅に削減されています。今から血を流す覚悟で各自自治体が入り込んで健康体になり、住民の期待に応え得る新町の誕生につなげたいと存じます。さらに、各方面で合併を自らの問題として論議されることを期待致します。

## 新しい町の誕生を目指して



合併協議会副会長  
八郎潟町長

土橋多喜夫

すがすがしく新春を迎えられましたことを心からお慶び申し上げます。

五城目町・八郎潟町・井川町の三町が新しい町の誕生に向け、将来在るべき姿を念頭に置き、心を一つにして進んでおりますことは誠に喜ばしいことです。

私は、町づくりは、其処に住む人たちの一人ひとりが、お互いに誇りを感じ、皆んなで力を合わせて、知恵を出し合い、今まで以上の町をつくるのが大事だと思います。

一町では出来なかったことが、

三町合併により実現できるものと思います。

新しいまちの将来像

「新たな活力を創造し、人・自然・文化の香り豊かなまち」と掲げられておりますが、住民が意識を持って、他に依存することなく地域のために、自分が何を為し得るか、という強い心構えで進んでもらいたいものです。

今後、地域の発展の礎になる合併です。次の世代に引き継ぐことが我々に与えられた大きな役割です。

将来、後輩より感謝されるような合併になりますように懸命に努力することを誓います。

皆様のご多幸をお祈りし新年のご挨拶といたします。



# 第3回合併協議会

12月24日、八郎潟町農村環境改善センターにおいて第3回合併協議会が開催されました。

会議では、冒頭、会長から今後合併協議を進めるうえで大変重要な問題となる合併の期日などについて、3町の町長で協議し基本合意したことが報告されました。続いて、協議会の会議運営申し合わせ事項の一部変更など4つの報告事項、議会の議員の定数及び任期の取扱いなど2つの協議事項、国民健康保険事業など次回協議される3つの提案事項について話し合いが行われました。

## 3町長が基本合意した主な内容

### 合併の期日について

3町の行政としては、合併期日については諸般の状況から、平成17年3月31日までに各町の議会の議決を経て、県知事に対して合併申請を行います。

合併の時期は、原則として平成17年5月の各町の出納閉鎖が行われ、所要の事務事業を完了した後の適切な時期とします。具体的期日は、今後検討し決定します。

平成15年11月の政府の地方制度調査会の最終答申骨子案に基づき立法措置が、平成16年1月開催予定

の通常国会で審議され法制化が見込まれることから、その成立内容を検討した上で、3町行政合意を踏まえて、改めて合併協議会で協議し決定します。

### 事務所の位置について

新町の事務所の位置については、五城目町役場を本庁舎と仮に定め、これにより行政組織機構を策定し、合併協議会で協議し決定します。

### 財政シミュレーションについて

3町の合併後の財政シミュレーションについては、各町の平成15年度決算見込みや平成16年度当初予



算などを勘案し策定することとし、これに基づき合併協議会で協議を進めます。

## 報告された事項

会議運営申し合わせ事項の一部変更、合併協議会事務局規程の一部改正、新町名候補選定小委員会の設置、事務事業のすり合わせや例規の整備等に関するところについて報告が行われ、それぞれについて確認されました。

### 報告第8号の2

合併協議会会議運営申し合わせ事項の一部変更について

11月25日開催の第2回合併協議会で提案された会議運営申し合わせ事項について、協議会の役割があまりに一般論的な表現となっており、もう少し重要性を深めた表現とすべきとの意見があったことから、再度検討した結果として、その協議会の役割を一部変更した内容について報告が行われました。

### 報告第10号

合併協議会事務局規程の一部を改正する規程について

合併協議会の中に新町名候補選定小委員会が設置されたことに伴い、この小委員会の会議運営などの事務を事務局計画調整班が行うことを加えるため、事務局規程を一部改正した内容について報告が行われました。

### 報告第11号

新町名候補選定小委員会の設置等に関するところについて

新町名の応募作品を選定するための新町名候補選定小委員会の初会合が、12月12日に開催され、この会議結果や新町名募集実施内容について報告が行われました。

### 報告第12号

事務事業のすり合わせ及び例規の整備等に関するところについて

合併協議会に提案されるまでの町長や幹事会での協議の進め方、新町における条例などの整備・施行方法、及び合併前に各町議会での議決が必要な事項などについて報告が行われました。

## 協議された事項

議会の議員、農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて、合併協議会の中に小委員会を設置して調査及び審議等を行うこととする協議の進め方についての方針案が第2回合併協議会で提案されており、今回の会議では、その設置の是非や合併にあたっての議会議員の定数や任期などについて委員から多くの意見が出されましたが、小委員会の設置、定数、任期などいずれも結論には至らず、今後、継続して協議を行うこととしました。

### 協議第12号

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて（方針案）

### 協議第12号の2

（先進事例及び小委員会に関する説明資料の追加）

### （提案内容）

議会の議員は、原則として合併と同時にその身分が失われ、新町の設置の日から50日以内に選挙を行うこととなりますが、合併特例法では、

特例として法定の上限数の2倍を超えない範囲で定数を増やして選挙を行うことができる「定数特例」や旧町の議員が合併後2年を超えない範囲で引き続き新町の議員となる「在任特例」という制度を設けております。その特例制度を適用するかどうかについては、合併協議会の中に小委員会を設置して、調査や審議等を行うということが前回提案されており、今回は、新たに全国における法定合併協議会の先進事例や協議にあり調整が必要となる事項などについて説明が行われました。 図1参照

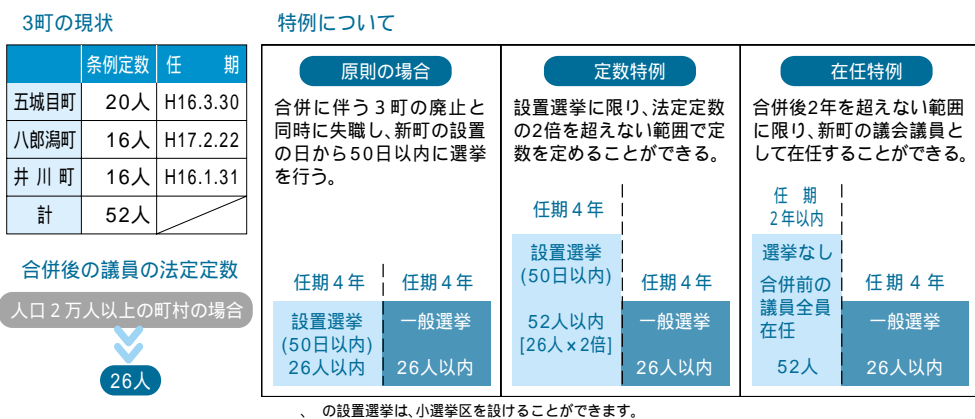


【協議結果】

合併協議会の中に小委員会を設置することにについては、最高の協議機関である合併協議会として議員の定数や任期について十分な議論を深める必要があることや、1月の通常国会での合併特例法の改正内容を見極める必要もあることから、合併協議会として結論づけられない場合の最終的な選択肢として考えるべきであり時期尚早であるとする意見や、議員の意見だけでなく広く町民の意見を反映するためにも小委員会を設置し、ある程度の方向付けを確認してから、合併協議会で協議すべきであるなど様々な意見が出されました。

特例の活用については、五城目町と八郎潟町の議会代表の委員からは、それぞれの議会では、在任特例を活用すべきであるとの意見が多数を占めている旨の説明がありました。が、住民代表の委員からは、新しい町の新しい議会は新しい議員で運営すべきであり、厳しい財政というものがクローズアップされている中で、町民からの賛同を得るのは難しいなど特例の適用に反対する意見や、平成17年3月に合併するとした場合には、八郎潟町の議会議員選挙日程（平成17年2月）を考えると在任特例の期

図1 議会の議員の定数及び任期の取扱い(新設合併の場合)



間は1年は必要、あるいは、各町の決算審議など議会としての役割を果たすため9月までの6カ月間は必要であるとする意見、さらに、在任特例を適用するにしても、町民に対して十分理解の得られる大義がなければ

が難しいとする意見などが出されま

議員の定数については、他の先進例を見ると人口4万人の場合でも議員定数は26名としている例などから、人口26,000人である3町の場合は、将来の人口減少などを考慮すると20名から24名が適当であるとする意見や、現在の各町の合計の半分となる26名を定数とし、選挙区を設けるとする意見などが出されました。

今回の会議では、小委員会の設置や在任特例などについて、委員から意見を述べてもらいましたが、引き続き議論すべき内容を絞り込むなどして協議を行うこととしました。

【提案内容】

農業委員会は、合併と同時に消滅し、農業委員会の選挙による委員及び選任による委員はすべてその身分が失われることとなり、議会の議員の場合と同様に、合併特例法などに

協議第13号

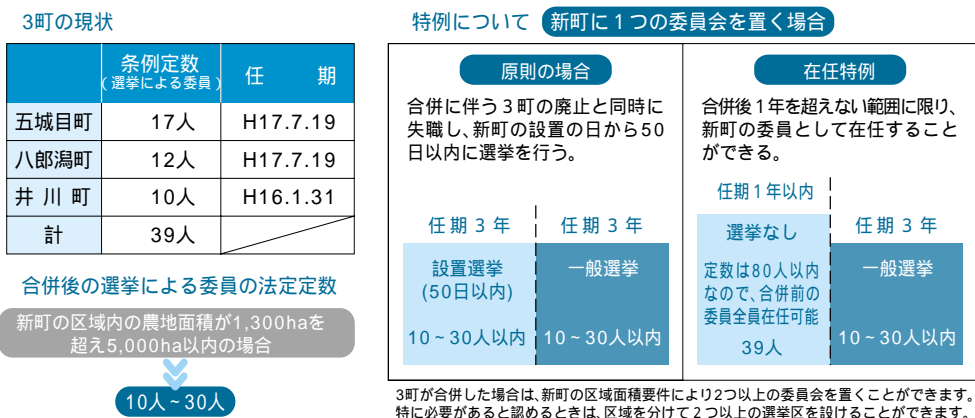
農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて(方針案)

協議第13号の2

説明資料の追加)

(小委員会に関する

図2 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い(新設合併の場合)



特例制度が定められていません。特例制度を適用しない場合には、合併した日から50日以内に選挙を行う必要がありますが、特例制度を適用する場合には、合併前の市町村の農業委員会の選挙による委員であった者は、

合併する市町村の協議により80人を超えず10人を下らない範囲で定めた数に限り、合併後1年以内は引き続き合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任することができません。この特例制度を適用するかどうかなどについて、合併協議会の中に小委員会を設置して、調査や審議等を行うことが前回提案されておりますが、今回は、協議にあたり調整が必要となる事項などについて説明が加えられました。

【図2参照】

#### 【協議結果】

農業委員会については、在任特例を適用しないと、農業委員会が設置されない空白期間が生じ農政活動の業務や住民生活などに支障をきたすこととなるため、適用すべきであり、また、小委員会は設置せず、農業委員会において意見集約を行ったうえで調整案を策定し合併協議会に提案すべきであるとする意見などが出されましたが、問題点などを整理したうえでひとつの方向性を見出すため引き続き協議を行うこととしました。

## 提案された事項

今回の合併協議会で協議される国民健康保険事業など3つの案件についての合併後における調整案が提案されました。

調整案に基づく具体的な事務事業内容は、協議結果とあわせて次回の協議会だよりでお知らせします。

#### 協議第14号

国民健康保険事業の取扱いについて

#### 【提案内容】

国民健康保険事業については、次の調整案が提案されました。

国民健康保険税については、課税の基礎となるものは3町とも同じであり、基礎税額の税率は、医療費等に見合っ統一した税率を定めるものとする。

保険給付事業については、五城目町の例により合併時に統合するものとする。

保健事業については、3町の事業の状況を踏まえ、3町で相違のあるものは合併時までに調整し統一するものとする。

#### 協議第15号

交流事業（国際交流、姉妹都市交流事業）について

#### 【提案内容】

交流事業については、次の調整案が提案されました。

ふるさと会については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。なお、各ふるさと会の意向も考慮しながら再編を検討するものとする。

交流事業（国内交流、国際交流）については、現行のとおり新町に

引き継ぐものとする。ただし、交流事業の内容については、これまでの経緯等を踏まえたうえで新町において調整を行うものとする。

#### 協議第16号 窓口業務について

#### 【提案内容】

窓口業務については、次の調整案が提案されました。

窓口業務については、住民サービスとしての利便性を図るよう調整に努めるものとする。

## 第1回新町名候補選定小委員会

12月12日、五城目町役場正庁において第1回新町名候補選定小委員会が開催されました。

この小委員会は、合併協議会委員から各町1名、合併協議会委員以外の識見者が各町1名ずつで構成され、当日の委員会には、委員6名全員が出席し、会議の前に合併協議会佐藤会長から委員一人一人に委嘱状が交付されました。

会議では、はじめに委員長及び副委員長の互選が行われ、委員長に小野一（井川町）が選出されました。続いて合併協議会で確認された新町名募集要項などについて事務局からの説明や、小委員会の協議スケジュールなどについて話し合いが行われ、小委員会として応募作品の中から新町名候補を3月に絞り込み、4月に合併協議会に提案することが確認されました。



新町名候補選定小委員会

委員長 小野 一二

計らずも、新町名候補選定という重要な仕事をする委員会の委員長をつとめることになりました。その責任の重さに、身の引きしまる思いをしています。

新しい町の名前は広く公募することになっていて、その中から町名候補数点を選び出すという作業をするのが、「新町名候補選定小委員会」です。今から、どのような町の名が送られて来るのか、期待が大きくふくらんで参ります。多分、合併する三町の町民からの応募が、いちばん多いだろうと思いますが、その中には住民として新町への希望や理想やイメージなどが読み取れるのではないかと思っています。また、町外からの応募からは新町をどう見ているかがうかがわれるだろうと期待しています。

最も若い町民である小・中学生や高校生からは、新しい町への期待と町づくりへの意欲がうかがえるのではないかと思ったりして、

楽しさがふくらんで参ります。

小委員会六名の委員は、合併協議会と事務局の協力を得ながら誠実に候補選定の作業をしていきたいと考えております。

委員長として努力を傾けたいと存じます。



新町名候補選定小委員会委員名簿

役職名	氏名	職名
委員長	小野 一二	五城目町文化財保護審議会会長
副委員長	谷村 周之助	八郎潟町6区町内会副会長
副委員長	齋藤 肇	井川町町史編さん委員
委員	山平 富子	合併協議会委員(五城目町)
委員	渡部 郁	合併協議会委員(八郎潟町)
委員	齋藤 一男	合併協議会委員(井川町)

新町の名称を決定するまでのスケジュール

新町名募集

- 1月 5日 新町名募集開始
- 2月12日 第2回小委員会開催(応募状況確認など)
- 2月15日 新町名募集締め切り

応募作品選考

- 2月27日 第3回小委員会開催  
(応募作品の選考方法協議など)
- 3月12日 第4回小委員会開催  
(応募作品の第1次絞り込み)
- 3月26日 第5回小委員会開催  
(応募作品の第2次絞り込み、選考結果とりまとめなど)

合併協議会へ提案

- 4月 合併協議会に小委員会で選定した新町名候補(10点以内)を提案

合併協議会で協議

- 5月 合併協議会で新町の名称について協議

合併協議会で確認

新町の名称の決定

協議会開催のお知らせ

第4回合併協議会

日時…平成16年1月21日(水)

午後2時

場所…五城目町役場2階正庁

案件…国民健康保険事業

の取扱いについて

交流事業(国際交流、姉妹都市

交流事業)について

窓口業務について など

協議会とはなたでも

傍聴できます

# 新町の名称を募集します

五城目町・八郎潟町・井川町合併協議会では、合併して誕生する新町の名称を募集します。新町にふさわしい名称をふるってご応募ください。

## 応募期間

平成16年1月5日(月)～2月15日(日)  
(当日消印有効)

## 応募できる方

小学生以上で、住所は問いません。  
1人につき1点の応募とします。

## 記載する内容 (応募の際に必要な事項)

- ①新町の名称(ふりがな)
- ②新町の名称を考えた理由
- ③住所 ④氏名 ⑤年齢 ⑥電話番号

## 新町の名称についての留意事項

新町の名称には、五城目町、八郎潟町、井川町は使用できません。(一部の使用は可)  
新町の名称は、漢字、ひらがなにより表記された名称で、次の項目に1つ以上該当するものとしてください。

- ①地域が地理的にイメージできる名称
- ②地域の特徴を表す名称
- ③地域の歴史・文化にちなんだ名称
- ④地域を対外的にアピールできる名称
- ⑤地域住民が一体感を持てる名称
- ⑥住民等の理想や願いにちなんだ名称
- ⑦その他新町としてふさわしい名称

## 賞品

- 名付け親賞(3名)  
商品券(5万円相当)と副賞
- ありがとう賞(50名)  
地域特産品など(2千円相当)

## その他

応募作品については返却しません。また、採用作品に関する一切の権利は、五城目町・八郎潟町・井川町合併協議会に帰属するものとします。  
応募の一番多い候補が新町名称に採用されるとは限りません。

## 選考方法および発表

五城目町・八郎潟町・井川町合併協議会「新町候補選定小委員会」で選考し、五城目町・八郎潟町・井川町合併協議会において決定します。  
発表は「合併協議だより」およびホームページ等で行います。

## 応募方法

**郵送** 専用応募はがき、官製はがき、又は封書に、必要事項をご記入のうえ投函ください。

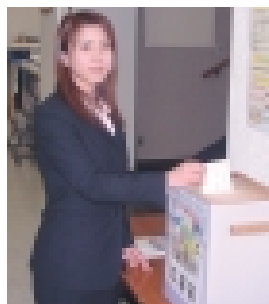
**FAX** 018-852-5603  
必要事項をご記入のうえ、上のFAX番号に送信してください。

**インターネット** Eメールの場合：[info@ghi-gappei.jp](mailto:info@ghi-gappei.jp)  
上のアドレスに必要事項をご入力の上送信してください。

ホームページの場合：<http://www.ghi-gappei.jp>  
上のホームページには専用の応募フォームを用意しています。必要事項をご入力の上送信してください。

## 持ち込み

応募はがきなどに必要事項をご記入のうえ、各町役場に配置している応募箱に投函してください。



専用応募はがき付きチラシは、3町各世帯に配布しますが、役場窓口をはじめとする公共的施設にも配置しております。

- |      |   |
|------|---|
| 五城目町 | 役場窓口、町民センター、馬川交流センター、ふれあいセンター、富津内地区公民館、総合生きがいセンター、大川農村環境改善センター、森山地区公民館、道の駅(悠紀の里)、五城目郵便局、内川郵便局、JA五城目支所、秋田銀行五城目支店、北都銀行五城目支店、秋田信用金庫五城目支店 |
| 八郎潟町 | 役場窓口、農村環境改善センター、八郎潟郵便局、真坂郵便局、JA八郎潟支所、北都銀行八郎潟支店、秋田信用金庫八郎潟支店、JR八郎潟駅、湖東総合病院  |
| 井川町  | 役場窓口、農村環境改善センター、定住促進センター、診療所、上井河郵便局、下井河郵便局、JA井川支所、JR井川さくら駅  |



編集・発行 五城目町・八郎潟町・井川町合併協議会 事務局  
〒018-1792 秋田県南秋田郡五城目町西磯ノ目1-1-1 五城目町役場 2階事務局  
電話 018-879-8077 FAX 018-852-5603

E-mail [info@ghi-gappei.jp](mailto:info@ghi-gappei.jp) ホームページアドレス <http://www.ghi-gappei.jp>



この広報紙は古紙配合率100%再生紙を使用しています。

印刷 / 秋田協同印刷